

三木町告示第62号

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第19号

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町健康増進事業及びインフルエンザ予防接種等における自己負担金に関する要綱（平成25年三木町要綱第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「納入通知書(介護保険料額決定通知書)の写し、」を削る。

別表（第2条関係）中「

高齢者肺炎球菌予防接種	1,000
-------------	-------

」を「

高齢者肺炎球菌予防接種	3,100
-------------	-------

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。